

今治市告示第350号に基づくキューピクル式蓄電池設備判定書

今治市消防長様

住所:

氏名(法人、代表者名):

電話番号:

適合確認担当者:

防火対象物住所	
防火対象物名称	
設置場所	
製造番号	
良・否確認日	

今治市告示第350号に基づき確認した結果、火災予防上支障がないと認める構造を有するキューピクル式蓄電池設備であることを認めます。

	確 認 項 目	良・否
1	キューピクル式は、キューピクル式蓄電池設備を1の箱(以下「外箱」という。)に収納したものであるか。	
2	キューピクル式蓄電池設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6mm(屋外用のものは、2.3mm)以上か。 (ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分を除く。)	
3	外箱の開口部(換気口又は換気設備の部分を除く。)には、特定防火設備又は防火設備を設けるものとし、網入りガラス入りの防火設備にあっては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであるか。	
4	外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであるか。	
5	外箱には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないか。また、配線の引込み口及び引出しが、換気口等も同様か。	
6	蓄電池、充電装置等の機器が外箱の底面から10センチメートル以上離して収納できるものであるか。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあっては、この限りでない。	
7	外箱には、次に掲げるもの(屋外に設けるキューピクル式蓄電池設備にあっては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。)以外のものを外部に露出して設けられていないか。 (ア) 各種表示灯(カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。) (イ) 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器 (ウ) 切替スイッチ等のスイッチ類(難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。) (エ) 電流計、周波数計及びヒューズ等に保護された電圧計 (オ) 12に規定する換気口及び換気装置 (カ) 配線の引込み口及び引出しが	
8	鉛蓄電池を収納するものにあっては、キューピクル内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されているか。ただし、シール形蓄電池を納するものにあっては、この限りではない。	
9	キューピクルの内部において蓄電池を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画しているか。	
10	充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断機が設けられているか。	
11	蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチを設けているか。	
12	外箱には、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けているか。ただし、換気装置を設けなくても温度上昇及び爆発性ガスの滞留のおそれのないものにあっては、この限りでない。 (ア) 自然換気口と開口部の面積の合計は、外箱の1の面について、蓄電池を収納する部分にあっては当該面の面積の3分の1以下、充電装置等を収納する部分にあっては当該面の面積の3分の2以下であること。 (イ) 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあっては、機械式換気設備が設けられていること。 (ウ) 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。	

※良・否欄には、良に○印、否に×印、該当無しの場合は／印をつけること。